慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	現代トルコにおけるクルド市民への社会的排除に関する一考察 : 国内避難民問題に関する報告書を中心として
Sub Title	A study on social exclusion of Kurd in contemporary Turkey : focusing on the report of the issue of internal displacement person
Author	鈴木, 慶孝(Suzuki, Yoshitaka)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.99, (2013. 12) ,p.199- 229
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20131215-0199

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現代トルコにおけるクルド市民への社会的排除に関する一考察

――国内避難民問題に関する報告書を中心として――

鈴木慶孝

一　はじめに
二　国家非常事態宣言下におけるクルド社会の崩壊と国内避難民（ＩＤＰ）
㈠　Village Guard System（ＧＫＫ）
㈡　国家非常事態宣言（ＯＨＡＬ）の発令
㈢　ＩＤＰと都市部におけるクルド性の再生産――苦境に立たされるクルド人
1　クルド農村部の強制廃棄とＩＤＰの発生
2　新自由主義経済体制におけるゲジェコンドゥの変容
3　都市部におけるＩＤＰの困窮とクルド性の再生産
三　国家主導による帰村プロジェクトとＩＤＰへの社会経済統合政策
㈠　農村部への帰村プロジェクトと都市部でのリハビリプロジェクト
1　ＩＤＰ問題の公式認定と国家の諸政策
2　帰村とリハビリプロジェクト（ＫＤＲＰ）政策とＩＤＰ補償法の施行
3　ヴァン県行動プラン（ＶＡＰ）政策
㈡　ＩＤＰ政策の問題点と課題
四　抵抗勢力の欠如――クルド社会の分化と不統一性
五　結　論

一　はじめに

トルコ共和国は一九二三年の建国以来、西洋近代化を目指して世俗主義を国是とし、政教分離政策や宗教・教育・文化改革を実施してきた。強固な世俗国家の構築と絶対的同質性、世俗性に基づくトルコ国民の創造が、国父アタテュルクの意思を継いだ共和人民党（ＣＨＰ）の一党独裁と世俗的エスタブリッシュメントであるケマリストらによって支配的に行われてきたが、一連の政策によって、前身のオスマン帝国を構成してきたイスラーム的伝統や慣習、組織は公共空間から一掃され、新生トルコ共和国においては民族的、社会的多様性は国民国家創造における障害として徹底的に抑圧、弾圧されていった。

だが一九四五年の一党独裁の終焉と複数政党制による政治的競合関係の出現は、票田確保のための一定のイスラーム緩和政策をもたらし、社会的領域においても急激な西洋近代化と都市化に翻弄された市民による草の根レベルでのイスラーム復興現象が可視化を果たすことになった(1)。以降、共和国の世俗的国是と国民国家の同質性、不可分性を堅持したいケマリストとイスラーム的価値観の擁護と拡大、そして社会的公正さを求めるイスラーム復興勢力間における対立関係を主軸として、トルコは現在まで続く政治社会変動と国民的アイデンティティーの揺れ動きを経験することになる。

現在のトルコでは八〇年代以降の新自由主義経済と国家の脱集権化、そしてＴＩＳ政策(2)によって誕生したムスリム中産階級層が政治社会的領域の主流なアクターとして機能することで、非民主主義的手法を是としてきた強権主義的な国家エリートに競合する勢力へと成長を果たしている。また二〇〇〇年代以降は、ＥＵ加盟プロセスに伴う民主化改革が親イスラーム政党である公正発展党政権（ＡＫＰ）の主導によって断行され、これまで数多くの政治的介入を

行ってきた軍部をはじめとするケマリスト勢力は、その制度的、行政的な権力を失うに至っている。建国一〇〇周年を目前にしたトルコ共和国が、国内のイデオロギー対立を克服し、多様性と寛容性に根差した新たな国家像、そして国民的アイデンティティーを如何にして創造し、提示していくのかに大きな注目が集まっている。

しかしながら、トルコの民主化や新たな政治社会的枠組みを語る際に決して忘れてはならないものがある。それはトルコ共和国建国以来のタブーであり、社会統合の最重要課題であり続けた、クルド人に関連した諸問題である。クルド人はトルコ国民の約七分の一を占める市民であるが[3]、国家によってその存在自体が長期的に否定されてきた。ケマリスト体制下においてイスラーム復興勢力が対抗勢力として台頭を果たしたのと同様に、クルド復興運動も六〇年代以降に政治社会領域で可視化を果たした。だが「トルコ民族であるムスリム」が後にＴＩＳ政策という国家的後見を受けて主流化を経験する一方で、クルド復興運動やクルド人はその活動やアイデンティティー表象の如何を問わずに徹底した弾圧と同化政策の対象であり続けた。加えて八〇年代以降はトルコからの分離独立を掲げるクルド労働党（ＰＫＫ）とトルコ軍、治安維持部隊による軍事衝突が発生したことで、クルド人の大半が住む東部、南東部アナトリアは著しく荒廃し、数百万人のクルド人が戦火を逃れて国内避難民（Internal Displacement Person: 以下ＩＤＰ）[4]としてトルコ全土の都市部へ流入することになった。多くのクルド人は都市部と農村部の両極において生活の基盤を奪われ、劣悪を極めた住居、教育、労働環境に長期的に置かれており、固定化された社会構造と新自由主義経済の中で差別と貧困に苦しみ続けている。

確かに近年の民主化改革による法的枠組みの変化によって、クルド人の公的空間における文化的表象は一定の認証を得ており、クルド語の使用も限定的ではあるが、公共放送や教育現場において可能となっている。だがこうした一連のクルドアイデンティティーの認可は、一般のクルド人が置かれている生活環境全般の改善には直結しておらず、彼らの社会経済的排除は変わらずに行われている。加えてＰＫＫとトルコ軍による武力闘争の結果、クルド地域全体

で如何なる事態が発生し、ＩＤＰ問題とその解決に向けた国家主導の社会政策が如何なる効力を示したと言えるのか、現在のクルド問題の根幹を成すに至った同事象に対する理解は国民間において十分に共有されておらず、その課題に対する分析もごく僅かである。

本稿では八〇年代以降に顕現化したクルド社会の大規模変動とその解決に向けた社会経済統合政策の展開と課題を、各省庁、国連、ＥＵ、国際ＮＧＯ組織によって近年発表された報告書を中心に分析していく。これによって、現代トルコにおける「クルド性」が如何にして複雑性の縮減の下に再生産され、差別の対象と化したのかを明示し、ＩＤＰを引き起こした国家の諸政策の視座と展開から垣間見える、トルコ共和国のクルド問題に対する依然とした強権主義的かつ同化主義的性格の一端を明らかにしていく。また一連の国家的圧力と諸政策を前にして、何故クルド側の対抗運動が統一性を欠いていたのか、クルド社会の抱える内的な複雑性に関しても検討を加えていく。

二　国家非常事態宣言下におけるクルド社会の崩壊と国内避難民（ＩＤＰ）

㈠　Village Guard System（ＧＫＫ）

クルド人への民族的、言語的同化、そして組織活動に対する抑圧とは、トルコ国家の首尾一貫した政策であった。クルド人の大半が住む東部・南東部アナトリアに対しては、国家による積極的な開発投資が行われず、長期的な貧困と失業が常態化していた。こうした状況下において、クルド民族による国民国家の樹立によって、政治、社会、経済、文化的発展を目指したのが、アンカラ大学の学生を中心に一九七八年に設立されたＰＫＫである。ＰＫＫとトルコ軍との戦闘によって、今日までに三万七〇〇〇名以上が死亡している。

一九八四年に始まったＰＫＫによるトルコ国家への闘争は、政府の当初の予想を大きく超えて、激しさの一途を辿っていた。内務省の公式記録によるならば、八四年に発生したＰＫＫによるテロ活動は東部、南東部アナトリアのみで一六〇件発生していたが、九一年には一四九四件、九三年には五七一七件、九四年には六三五七件にまで達した[5]。事態を重く見た当時の政権与党である祖国党政権は、テロ活動の中心地であった東部、南東部アナトリアのクルド農村部の一般市民を武装させ、ＰＫＫを迎え撃ち、地方の地域安全を保全するセキュリティ政策を導入した。これが「Village Guard System（Geçici ve Gönüllü Köy Korucuları（以下ＧＫＫ）：臨時、志願によって農村を守る者）」である。ＧＫＫは、一九二四年に制定された村法第四四二号でその地位と定義は確立していたが、一九八五年の村法第三一七五号第七四条の制定によって、現在の一般市民の武装と軍事作戦の遂行を強制することが可能になった[6]。ＧＫＫは、東部、南東部アナトリアを中心に二〇一三年の段階で、二二県に適応されているが、現在までにＰＫＫによって、二〇〇〇名以上が殺害され、一六〇〇名以上が負傷をしている[7]。

ＧＫＫは国家から給与が支給される常勤ＧＫＫと、給与が支払われない臨時ＧＫＫの二種類あるが、現在の従事者総数は約六万五〇〇〇名（引退者を含めると一〇万人を超す）である。また給与平均は月給約八四〇トルコリラ（日本円で四万二〇〇〇円程度）である[8]。ＧＫＫはトルコ国内の治安と県政を統括する内務省によって監督、実施されており、ＰＫＫの前線補給を絶ち、地域全体の治安の確保を最優先としたものだったが、実際には、クルド地域の治安を極度に悪化させ、ＩＤＰの発生を促す一大要因と化していった。

国家によって合法的に武器が供給されたＧＫＫ対象地域には多くの混乱が生じた。生活環境を改善するために武器や薬物の密輸を行う者、強盗や傷害事件を起こす者、ＰＫＫと協力関係を結ぶ者、武器供給を受けたクルド部族長が対立集落を襲撃する事態などが頻発した。中でも、クルド地域の封建的な社会構造の象徴であった部族長による女性や子供を含めたＧＫＫへの強制任命や給与の簒奪、そしてＧＫＫによる強盗傷害事件の多発は大きな社会問題と化し

ていった。[9] これらにより、クルド地域の治安は一層悪化し、人口流出を加速させた。[10] ＧＫＫが適応された地域はＰＫＫによる優先的な攻撃対象であり、武器の強奪地点と化していったが、戦火に巻き込まれること、そしてＧＫＫへの任命を恐れた一般市民は、より安全な都市部へと家族を連れて逃げざるをえなくなった。この点においては次節において検討を行うが、ＧＫＫの適応とは、クルド間における対立構造を煽り、クルド地域広範を対テロ戦争の「前線基地」へと変えながら、一般のクルド人を戦火の中に巻き込んでいったのである。

こうして、国家のセキュリティ政策によって発生したクルド地域内部の混乱やＰＫＫとの癒着関係に関する多くの疑惑と諸問題は、内務省やトルコ軍、治安維持部隊によるクルド地域の「テロ関連地域」としての特定化を促すのに十分な動機付けを与えており、続く国家非常事態宣言下において意図的なクルド地域の大量破壊とクルド人の大規模な都市部流入を引き起こしていった。

㈡　国家非常事態宣言（ＯＨＡＬ）の発令

ＧＫＫが導入されて以降の一九八七年、国家はＰＫＫによって激しさを増すテロ活動を受けて、憲法で保障された権利と市民的自由を規制する国家非常事態法に基づく国家非常事態宣言地域（Olağanüstü Hal Bölge: 以下ＯＨＡＬ）を、東部、南東部アナトリアの一一県（ディヤルバクル、ビンギョル、ハッカリ、マルディン、シィールト、エラズゥー、トゥンジェリ、ヴァン、アドゥヤマン、ビトリス、ムシュ県）に対して適応した（後に一三県まで拡大している）。これは内務省から派遣される県知事に対して幅広い権力を付与するものであり、ＯＨＡＬ適応県の知事代表である総局長を中心に、各県知事や県警、国家警察機関のトップによって構成されるＯＨＡＬ統治機構は、トルコ軍らによるＰＫＫ掃討作戦と親和性のある諸政策を展開することとなった。つまり内務省と軍部の影響力の強い、臨時行政組織であったと言えよう。こうした権限は徐々に強化され、情報統制によるメディア組織の強制閉鎖から、ストライキ・ロックアウトの

禁止、表現の自由と結社設立の制限、そして何よりもOHAL法第二八五号によってOHAL県内の農村部の強制廃棄や住民への一方的な退避命令が可能となるなど、非民主的な手法が数多く盛り込まれていった[11]。OHAL統制下においては、東部、南東部アナトリアの「治安回復」が最優先事項とされ、クルド問題は「国家のセキュリティ問題」にとって代わられた。クルド地域は以前から戒厳令による厳しい監視対象であったが、OHALの適応とその実践は、トルコの「国家の不可分性」に対して、クルド人の人権と市民的権利や自由は軽視される現実をまざまざと見せつけた。

近年、GKKとOHALの適応、それに起因するIDPの発生とは、国家による「計画的な人口移動政策」であり、非常に政治的な意図が存在していたとの指摘がなされている。それによるならば、当時の祖国党政権下、特にトゥルグト・オザル大統領は、対PKK作戦の効率化を高めるために、そしてその支援を断ち切るために山岳部と農村の人々を都市部へ移動させ、細分化されたクルド人を都市部において統合することを意図していたとされる[12]。当時の政治的エリートの思惑と事の正否に関しては、今後ともに詳細な検討が必要とされるが、現実問題として、OHALによる非人道的かつ非民主的手法がクルド人とその諸地域に対して適応されてきたことは紛れもない事実である。

㈢　IDPと都市部におけるクルド性の再生産――苦境に立たされるクルド人

1　クルド農村部の強制廃棄とIDPの発生

トルコ首相府報道情報局は、PKKによるテロ活動に対して、トルコ政府の基本的任務を「国と国民を分離できない一体のものとして守ること」とし、その基本政策を「民主的な法律の範囲内で武装による防衛を行い、国民をテロリストから遠ざけ、テロの被害から守ることにある。トルコ国軍のテロ組織に対する攻撃において、一般市民の被害者は出ていない。これは、テロリストと市民を区別する配慮に他ならない。トルコは領土の一体性を民主的な法律に

よって守っている」とするが[13]、こうした公式発表は、「テロリスト」と「国民と国家の一体性」という言説の名の下で国家が主体的に行ってきた非人道的な諸政策への責任を曖昧にし、正当化していると非難されてしかるべきものである。事実として、クルド人はＧＫＫという「民主的な法律の範囲内で武装による防衛」を強制されることで、そして農村の強制廃棄によって「テロリストから遠ざけられる」という非情な政策によって、直接的かつ間接的なテロの被害にあっている。

ＯＨＡＬが適応された一九八七年以降、東部、南東部アナトリアではＯＨＡＬ統治機構に属する治安維持部隊とトルコ軍によるＰＫＫとの戦闘は激しさの一途を辿っていた。八〇年代半ば以降、トルコ都市部では急速な都市化と都市部のゲジェコンドゥ（スラム）化が進んでいくが、これには祖国党政権が主導した新自由主義経済とＯＨＡＬ地域からのクルド人の大量流入が関係している。ＯＨＡＬ地域の農村部は治安維持部隊とＰＫＫの軍事衝突によって荒廃していったが、内務省の公式回答によるならば、二九四八もの町と村が同時期に強制廃棄されたとしている[14]。内務省はこうした強制廃棄はＰＫＫによるものだとしているが、実際にはトルコ軍と治安維持部隊によって「セキュリティ対策の一環」として破壊工作が行われており、前述のようにそのための法律であるＯＨＡＬ法第二八五号が施行されている。農村部がＰＫＫの前線基地にならぬよう、畑や農作物、家畜は徹底して焼き払われ、更地には対ＰＫＫ用の地雷が大量に設置されている。破壊対象地域の選考基準はＧＫＫを拒否した地域を主とし、拷問や強姦、財産破壊という残忍な方法で住民の立ち退きを強制していった[15]。ＧＫＫを拒否する村はＰＫＫの共犯であるとされていたため、ＯＨＡＬ下のクルド人はＧＫＫとして故郷に残りＰＫＫと戦うか、故郷を放棄して都市部へ流入するかの二択を迫られていた。内務省は、地域破壊によって生じたＩＤＰの総数は、三五万三〇〇〇人であるとするが[16]、こうした数値は相当低く見積もられて公表されていると、国際ＮＧＯ、人権団体は批判している。ＩＤＰの総数に関しては諸説あり、二五〇万人とも、四〇〇万人とも言われているが、いずれにしても内務省の発表する数値が極端に低いことは確かで

ある。

ＩＤＰは東部、南東部の都市部から西部大都市圏であるイスタンブール、イズミール、そして首都アンカラにまで流入しており、その大部分は自身の財産である家財や農地、家畜を放棄している。またＩＤＰはクルド地域内の都市部、そして西部都市部内においても、再定住や教育、就業を含めた多領域において困難さに直面することとなった。

2　新自由主義経済体制におけるゲジェコンドゥの変容

かねてから都市部を目指した国民による集団移動はトルコの政治社会変動と市場経済に大きな影響を及ぼし、急激な都市化に伴う都市環境の悪化や社会的騒乱を生み出す一因ともなっていた。だが八〇年代以前の国内移動の発生が近代化プロセスに伴う産業化の利益の享受と就業機会を獲得することを動機とした自発的移動であるいっぽうで、八〇年代以降の国内移動の急激な増加はＩＤＰが主要因である。彼らは自主的な就業機会の獲得や、地縁血縁関係の再構築を目指したわけではなく、生命と日々の生活が脅威に直面したために故郷を離れたに過ぎない[17]。国際連合開発計画（ＵＮＤＰ）がヴァン県で行った調査によるならば、ＩＤＰの移住理由の六六・六％が「村、集落の強制廃棄」であり、三八％が「テロと暴力」をその理由として挙げている[18]。

六〇年代以降にトルコ都市部の国有地に違法に建築されたゲジェコンドゥは、地方から都市部に流入した人々によって構築されたトルコ貧困層の象徴であった。六〇年のゲジェコンドゥ数二四万戸、住居者数は一二〇万人であったが、八〇年には一一五万戸、住居者数は五七五万人となっている。そして八〇年から九〇年にかけては、その戸数は六〇万戸増の一七五万戸、住居者数は三〇〇万人増の八七五万人と急速に拡大をしており、トルコ都市部全体の三三・九％がゲジェコンドゥ化した[19]。ゲジェコンドゥはかねてから同郷者同士による相互扶助コミュニティとしての機能も有しており、モスクの存在とともに都市部における「公正」を掲げる政治的なイスラーム意識の醸成にも貢献していた[20]。だが八〇年代以降、ゲジェコンドゥは相互扶助コミュニティとしての役割ではなく、新たな流入者に対して

搾取的な性格を帯びるようになる。

トルコにおいては、国家による社会保障システムとは限られた層のみが享受できる特権であり、主に公務員と軍人、そして民間では正規雇用者と自営業者を対象としていた。労働市場において多数を占めていた非正規雇用者や貧困層に対する社会保障は近年まで確立されておらず、雇用状況が安定しない者は福祉を受給できないのが現状であった[21]。貧困層に対する公的扶助として、家計審査に基づいた医療補助サービスである「緑のカード」が一九九二年に導入されているが[22]、都市部へ大挙して流入をしたＩＤＰに対しては、そもそも公的扶助という形態によって彼らの社会経済的状況を改善し、支援するような諸制度や特別な援助プログラムは一切整っていなかった。

こうした状況下において、かつて貧困層の象徴であり、地方からの流入者の受け皿であったゲジェコンドゥも、祖国党政権による新自由主義経済の導入によりその様相を大きく変えていくことになる。祖国党はゲジェコンドゥに対する恩赦法を制定することで、その所有を合法化し、定住者は権利証書を得ることになった[23]。新自由主義経済下においては、都市部に対する外国資本の投資が加速し、地価上昇や都市再開発が伸張していった。都市経済の発展に組み込まれたゲジェコンドゥの住居者は、開発業者への土地の売買や新開発されたアパートの「地主」として、新たな住居者に対する賃貸料を得ることが可能になったのである[24]。八〇年代後半以降に都市部へやってきた流入者は、新たに都市部の土地を占有し、ゲジェコンドゥを建設することは不可能になり、旧移住者と新移住者間における搾取構造が確立されていった。例外なく貧困に陥っているＩＤＰは、インフラの整っていない劣悪なゲジェコンドゥを賃借し、住むほかなかった[25]。複数の家族が共同で、ゲジェコンドゥを賃借し、集合的に生活する者も数多く存在するなど、ゲジェコンドゥの一区画がＩＤＰによってゲットー化するケースも各都市で日常的に見受けられようになった[26]。長期的にトルコの主要な社会問題の一つであり続けたゲジェコンドゥに対する恩赦法の制定は「都市部周辺の土地」という固定資産を旧移住者に提供することで、新自由主義経済によってさらに拡大していく格差に対処していくための一つ

の福祉的な施策であったとも言えるが、それ以上にこれまでの国家の社会的責任の放棄と、貧困層への福祉提供に関する無為無策に対しての政府のごまかしであるといっても過言ではない。ここに新たな貧困層を生み出し、固定化する一つの構造体が形成されたのであり、伝統的な地域性から強制的に切り離され、言語的、技能的障壁に直面するＩＤＰは劣悪なゲジェコンドゥと新自由主義経済の中で、脱することのできない極貧層へとさらに追いやられた。

八〇年代以降の急速な都市化と都市環境の悪化にはＩＤＰの発生が関係していた。こうしたＩＤＰの集合的な移住と特定の社会経済的状況は、各都市内におけるネガティブな「クルド性」の再生産と差別的意識を醸成させる大きな契機となっていった。

3　都市部におけるＩＤＰの困窮とクルド性の再生産

都市部におけるＩＤＰの実情に関しては、トルコ経済社会研究機関（ＴＥＳＥＶ）が各都市部において調査を行った際の複数の報告書を基にしての全体像の把握に努め[27]、「クルド性」に対して如何なる言説が内在されているのか、そのロジックを推察していく。

近年におけるトルコ国内での「クルド性」とは、特定の社会経済的、政治的文脈下における偏見を伴った「クルド民族」の創造という側面が多分に見受けられる。ジェンク・サラチョール（二〇一一）は①ＰＫＫとトルコ軍との軍事衝突、②ＩＤＰの発生、③新自由主義経済という軸を中心にして、現代トルコにおけるクルド性が特定の認識的枠組みを構築していることを主張するが[28]、「クルド性」に対するネガティブな認識が八〇年代以降に急速に蓄積され、波及している実情を鑑みれば、こうした主張の妥当性と現実との接合性が自ずと見出されていくと考えられる。

都市部におけるＩＤＰの大多数は家と財産、伝統的手法を基軸とした日常生活へのアクセスを失い、貧困や失業、社会保障の欠如、ゲジェコンドゥでの生活、子供の教育的機会と権利を行使できない状況、健康サービスの欠如、ストリートチルドレンを含めた子供と女性の劣悪な労働環境、そして「クルド性」に依拠した差別を日常的に経験して

いる。[29] 八〇年代以降、非正規雇用者が拡大していく中で、もともと限られていた都市部の労働需要はさらに逼迫していた。ＩＤＰの多くは農村で、就学機会を十分に行使せず、狩猟や農業を営んでいた者たちである。東部、南東部を含めた都市部において、その大半が非熟練であるＩＤＰは、必然的に非正規労働、低賃金労働に就くほかなく、ＩＤＰの失業率が八〇％にまで達している県もある。[30] さらに西部都市部におけるＩＤＰは、クルド語話者であるために就業機会や生活環境においてさらなる困難さに直面している。こうした状況は子供や女性にとって、特に深刻な影響を与えており、トルコ語を完全に理解できないことから、外部の情報からも遮断されており、文化的差異と相乗する形で都市部内でのより一層の疎外感や、鬱状態、心神喪失といった症状を生み出す要因となっている。[31] 加えて、言語が通じないことは、医療機関を含めた最小限の公共サービスを利用する際の障害になっている。ＩＤＰである子供たちは、家計を助けるために路上販売や靴磨きなどに従事しており、正規教育を受ける余裕と機会を有してはいない。[32] そのため、職業訓練校を含めた社会経済的上昇の機会を行使できず、中には違法行為、犯罪行為に関与する子供が各都市部で可視化されるようになった。[33] こうした状況は西部、東部・南東部を問わず、各都市部で見受けられる普遍的事象であり、多くのＩＤＰが未来に対する希望を失っている。[34]

さらにＩＤＰの集団的な都市部流入と対ＰＫＫとの戦闘の激化は同期していたために、「クルド」とは「分離主義者、テロリスト」という疑惑に満ちた言説がトルコ全土に普及していった。また、春の到来を祝う祭事であり、近年ではクルド文化の再創造や統合の象徴としての役割を担う「Newroz」が、クルド政党の主導によって各都市部で盛大に開催されており、治安維持部隊による介入と弾圧を引き起こしている。Newroz はクルドの文化表象としては最大規模のものであるが、反動主義的な政治的意図によって組織化され、実施されているとの疑惑がメディア等を通して流布されており、一般のトルコ市民からの反発を招きながら、クルドと彼らの言語、文化に対する異質性と警戒を一層強化している。

八〇年代以降に生じた都市部でのゲジェコンドゥという凝集された空間的断絶、多くのＩＤＰが陥っている社会経済的分断、ＰＫＫによって拡散された「分離主義者」「テロリスト」のイメージ、そのイメージに相乗するかのような都市部での文化表象が「クルド性」の構築に大きく寄与していると考えられる。現代トルコにおける「クルド性」とは、ＩＤＰの発生に端を発した現象やその背景を主な媒介物としており、本質主義的な民族性のみによって表象されたものではない。八〇年代半ば以降に大挙して都市部へと押し寄せた異質な他者、困窮者が「クルド」なのである。ＰＫＫとの戦闘、そしてＩＤＰというトルコ国家全体に影響を与えた大規模な現象が、クルドに対する「社会的記憶」を蓄積し内在化していく一方で、ＩＤＰの発生した原因や背景に関する理解が国民間で十分に共有されていないことから、クルド全体に対する偏見と蔑視が継続的に生み出されていると推察できる。(35)

ＩＤＰの社会経済的排除は多次元的かつ、複合的であるが、年々その深刻な事態や原因がＥＵ加盟プロセスを通して明らかになっていく。欧州人権裁判所への訴え、そして内外のＮＧＯによるＩＤＰへの調査が現在も継続して行われている。政府は二〇〇〇年代以降、国連やＥＵとの協働により、本格的なＩＤＰの帰村と都市部での社会経済統合政策を展開していくことになるが、その施策と有効性の是非は大きな議論と批判を巻き起こしていく。

三　国家主導による帰村プロジェクトとＩＤＰへの社会経済統合政策

㈠　農村部への帰村プロジェクトと都市部でのリハビリプロジェクト

１　ＩＤＰ問題の公式認定と国家の諸政策

政府は、二〇〇三年一二月から翌年一月にかけて、国際連合難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）、国際移住機関

（ＩＯＭ）、国際連合開発計画（ＵＮＤＰ）、世界銀行（ＷＢ）、ＥＵからの代表者を招集して会議を開いている。次いで内務省、外務省、首相府国家計画庁、首相府国家統計局、南東部アナトリア開発庁の代表者委員会を設立した。同委員会は、東部・南東部アナトリアの県知事、欧州委員会、国連間での意見交換と情報収集を行った。政府は二〇〇四年にハジェッテペ大学に対してもＩＤＰの調査を命令しており、その結果を反映したＩＤＰに関する初の報告書を二〇〇五年八月一七日に公表し、トルコ国内の「国内避難民」の存在を公式に認めることになった[36]。トルコ政府、そして各省庁はテロに起因して発生したＩＤＰ問題の深刻さを認識し、その具体的な政策を展開するに至った。具体的には、①ハジェッテペ大学人口統計学部（ＨＩＰＳ）によるＩＤＰ問題の更なる調査、②国連人権委員会によるＩＤＰの指導原理（ＧＰ）の適応、③帰村とリハビリプロジェクト（ＫＤＲＰ）政策の実施、④「テロとテロとの戦いによって生じた損失への補償法第五二三三号」の施行、⑤南東部アナトリア開発プログラム（ＧＡＰ）によるＫＤＲＰ政策の補助、⑥ＵＮＤＰと内務省の協働による、ヴァン県をＩＤＰの社会経済的統合のモデルケースとした「ヴァン県行動プラン（ＶＡＰ）」の実施などが挙げられるが、それらは主に内務省の統括によって実施がなされている。こうした一連の政策の導入には、ＥＵ加盟プロセスに伴うコペンハーゲン基準の適応と、トルコ国内の一連の民主化プロセスが大きな影響を与えている。だがこれらの諸政策が、ＰＫＫを含めたクルド問題の民主的な解決が進展していない中で先行して実施されていることは、更なるＩＤＰを再び生み出す可能性が大いにある。東部、南東部アナトリア地域のセキュリティ問題を解決し、荒廃した住居や土地を元の状態に戻していくためには長い時間が必要とされるが、一連の諸政策によって時期尚早の帰村が促され、都市部においても一方的な社会経済統合政策を実施していくことはＩＤＰ、そしてクルド問題の根本的解決を指向したものではない。さらに「国家主導による積極的な諸政策の実施」という喧伝によってＩＤＰが置かれている実情やその原因がごまかされる可能性もある。以下では、国家主導の諸政策の目的と実施状況を内務省の報告書を中心に分析し、その問題点と課題を明示したい。

2　帰村とリハビリプロジェクト（KDRP）政策とIDP補償法の施行

帰村とリハビリプロジェクト（KDRP）は、一九九四年から九九年に農村サービス総局（KHGM）によってIDP問題の解決を行うために実施されたプログラムがその基盤になっているが、現在の国連やEU、そして国内の市民社会組織との連携による多角的なプログラムに移行したのは二〇〇五年になってからである。[37] KDRPは既述した二〇〇五年八月一七日の政府決定である「トルコにおける国内避難民問題と帰村リハビリプロジェクトに関するドキュメント」によるIDPの公式認定によって、内務省がプロジェクトを管轄、調整し、実施を行うものとしている。KDRPは「東部、南東部アナトリア地域におけるテロと安全保障上の懸念によって、生活環境の中で困難な状況に陥っている国民の自発的な帰村を促し、故郷で必要とされる社会的、経済的構造の基礎的発展を可能とするような生活条件の達成を目指し、さらに帰村できずにいる者の都市生活への適合を進展させ、社会経済的状況の改善を目的とする」プロジェクトである。[38]

KDRPは東部、南東部アナトリアの旧OHAL地域を中心に、一四県をプロジェクト実践地域として選定している。施策の目標設定に関しては、「農村部においては、農業や狩猟、手工業のような生活の基礎的基盤の活発な改善を行い、帰村を望まず、都市部で生活することを選択した国民へは、職業訓練コース、雇用発展プロジェクトを推進し、特に社会内部の若者や子供向けのプロジェクトの施行」を前提としている。[39] 主なプロジェクトの内容は、①社会とリハビリプロジェクト（女性と子供教育センター、スポーツセンター、青年センター、コミュニティーセンターの設立）、②職業訓練や雇用プロジェクト、③道路、水道、電気、下水設備などのインフラへの投資、④農村部の破壊された学校、保健センター、その他の施設の再建、⑤帰村した国民が住宅を再建するために必要な建築材料の提供、⑥農業と狩猟の活発化、⑦賠償金、補償金の支払いである。二〇一二年度は合計で四一のプロジェクトが実施されており、同年までに約一億四六〇〇万トルコリラが支出されている。内務省によるならば、KDRPの成果として一二万八〇八五名

が二〇〇四年以降に帰村を可能にしたとする。[40]

だがＫＤＲＰとは郊外と都市部における公共事業やインフラ整備を重要視した政策であり、帰村可能地域の選定と条件に関しても、内務省は土地開発とインフラ設備が整った地域が前提である旨を明言している。[41]実際に採択されているプロジェクトに関しても、「経済開発」の視点が重視されており、ＩＤＰの持続可能な生活圏の再確立とは、そうした経済的基盤の再開発の後に達成可能となる姿勢が明示されている。帰村の前提がインフラ投資や地域開発であることは、ＩＤＰ諸個人の教育や雇用、健康サービスを重視したプロジェクトを提起する市民社会組織側の提案の否決にも多分に関係している。ＫＤＲＰは市民社会や国際組織との協働である点が幾度も強調されているが、市民社会組織側が提案したプロジェクトを採択し、そこに予算配分が行われ、彼らが責任を持ってプロジェクトを実施することは稀である。[42]ＫＤＲＰは権限を持つ内務省による「上からの」政策であり、マクロ視点による国家的利害が最優先されている。

そもそもＧＫＫや地雷が排除されず、ＰＫＫが武力放棄をしていない現状において、帰村を推奨することは、新たなＩＤＰを再び生み出す危険性を孕んでおり、一連の諸問題を解決せずに提示できるものではない。農村部における経済環境はセキュリティ問題を含め、根本的に崩壊しており、こうした状況下で狩猟や農業振興を基盤とする生活圏の再構築は不可能である。また都市部における職業訓練プロジェクトによるＩＤＰの経済的基盤の確立にしても、既に非正規労働者で飽和状態にあるトルコの労働市場において、精神的に追い込まれ、貧困の只中にあるＩＤＰが、言語的、技能的障壁を乗り越えて、競合的な正規労働者に成長していくのは非常に困難である。この点に関しては後述するＩＤＰの経済的自立に主眼をおいたＶＡＰにおいても見受けられる状況であり、概して広範に存在し、その生活環境も様々であるＩＤＰの経済的状況を改善するには、その効力は非常に限定的であると言える。

ＩＤＰは今再びの「自発的帰村」か「統合」かの二者択一を迫られているのであり、当の被災者であるＩＤＰの意

思や自己決定プロセスが十分に考慮されていない点は問題である。加えて「帰村」がプロジェクトの一環である以上、都市部から排除されたことで、社会経済的に不安定な状況にある故郷に帰村せざるをえなかった者も「プロジェクトの成果」として認識される傾向にあり、決して内務省が公表する帰村者の数値が、帰村とその後の持続可能な生活環境の構築を示したものではないと言える。実践圏域が限定されたＫＤＲＰは、トルコ全土に広範に拡散し、極貧の生活にあるＩＤＰや三〇〇〇を超す農村部の廃棄に対して成果を上げるには明らかに不十分である。また地域開発とインフラ整備の重視という観点は、ＫＤＲＰの枠組みによって実施されているその他のプログラムでも共通しており、東部、南東部アナトリアというマクロ視点での経済的潜在力の強化が優先されている。

政府は東部、南東部アナトリアの大規模な経済開発によって貧困や失業問題が改善され、結果的にクルド側の不満を解消できるものとして、一九八六年に南東部アナトリア開発計画（Güneydoğu Anadolu Projesi: ＧＡＰ）を開始している。ＧＡＰは「チグリス・ユーフラテス川流域で建設が計画されている二二のダム、一九の水力発電所、灌漑設備、および都市部・地方・農業地帯のインフラ整備、工業、教育、交通、保健衛生、住宅、観光、その他さまざまな分野を含む、持続可能な人間的発展を基盤とした統合的な開発計画」であるが[43]、こうした大規模プロジェクトが一般のクルド人に与えた経済的恩恵は皆無であり、一部の大地主が農業関連のインフラ整備の充実によって利益を得たに過ぎない。またダム建設によって約五万五〇〇〇人のクルド人が強制立ち退きを余儀なくされている[44]。ＧＡＰは本来、南東部アナトリアの大規模なインフラ開発を主眼において開始されたが、一九九九年以降は、「分離主義テロを理由として村を放棄せざるをえなかった人々の帰村を確保し、再定住を可能とするような生活条件を達成するためのプロジェクト」としてＫＤＲＰを補助する役割を部分的に担い、土地開発と農業の活発化を行っている。ＧＡＰ庁の報告書によるならば、同プログラムによる郊外発展によって、二〇〇一年一二月までに一万一一二二世帯が帰村を可能にしたとする[45]。だがこうした成果の中身と真偽がいかようであれ、これもＫＤＲＰと同じように、ＩＤＰが発生する原

因となったＰＫＫとの戦闘が完全に収束せず、セキュリティの確保が困難な現状においては、事の成否を判断することは決してできない。ＧＡＰとはあくまでも国家全体の利益と発展に寄与するインフラ整備と、電力不足の解消を目的としており、ＩＤＰやクルド諸個人の発展、地方における雇用の機会創出に焦点を当てたものでない。

一方政府のＩＤＰ問題への法的取り組みとして、二〇〇四年七月二七日には、「テロとテロとの戦いによって生じた損失への補償法第五二三三号」が施行されているが、こちらも法案の名称から察せられるとおり、被害対象や範囲が不明瞭であり、ＩＤＰからの補償金申請においてもおよそ半数以上が却下されている。[46] 補償法も内務省が責任と監督を行なっており、「テロとテロとの戦い」の定義が、治安維持部隊によってそれらを引き起こすのに加担してきた内務省の自己裁量で決定されることになった。つまり「国家の責任」と「被害者の枠組み」が内務省の一存で決定されることを意味していた。これにより、戦火に巻き込まれることを恐れて自主避難したＩＤＰや、避難によって生じた社会経済的損失や精神的トラウマを抱えた者への補償は同法の適用外となっている。[47] 補償法はあくまでも「物損」を対象としており、ＩＤＰとなったことで後天的に生じた社会的、経済的、精神的要因に端を発する損害は補償されないのである。ＩＤＰの救済を目指した補償法とは、こうした「原因」と「被害の枠組み」の恣意的策定によって実施されている。[48]

3　ヴァン県行動プラン（ＶＡＰ）政策

ＫＤＲＰは広範な地域を対象としていたがゆえに、ＩＤＰ問題の解決に対しての有効性が国内外から疑問視され、その成果に対して多くの批判を生じさせていた。こうした中で、内務省は二〇〇六年九月二九日に新たなプロジェクトとして「国内避難民へのサービスのためのヴァン県行動プラン（VAN İli Yerinden Olmuş Kişiler Hizmet sunumuna dair Eylem Planı：通称ＶＡＰ）」を公表した。ＶＡＰはＵＮＤＰ、そしてＥＵによる「ＥＵ加盟に向けた事前支援ファンド（ＩＰＡ）」との協働によって行われており、極東に位置し、多くのＩＤＰを抱えるヴァン県を帰村と社会統合のモデ

ルケースとすべく、様々な施策をＫＤＲＰの枠内で実践することになった。ＶＡＰの最終目標は、ヴァン県内の都市部と農村部でのＩＤＰの統合を達成し、他県への複製可能なサービス供給モデルを構築することにある。

ヴァン県行政府はＶＡＰに関して、その原理原則を①帰村を要求に応じて確保する。②定住場所の集積を必要に応じて実行していく。③帰村によって定住が可能になった場所が、治安もしくはその他の理由によって再び避難を行うことがないよう、必要な措置を講じていく。④追加の治安対策とともに、住民の定住先に優先順位を設ける。⑤同プロジェクト内においては、社会経済的及び、文化的発展の努力が継続される。⑥村を放棄せざるをえなかった国民に対して、都市部における住宅のニーズを含めたあらゆる支援を提供していく。⑦放棄された村や集落は今日までの配慮として定住することが可能であり、閉鎖を行わない、としている。[49] また具体的な政策提言としては、①統合と再定住の前提条件の構築、②基本インフラの構築とその他の社会的援助とサービスの提供、③社会経済的発展の促進、④ＩＤＰの自意識とコミュニケーション能力の向上、⑤ＩＤＰの参加を含めた、その他のアクターとの協働と協力の確保を行うことを明言している。[50]

ＶＡＰはヴァン県内でＩＤＰが多く住むバシュカル、チャタク、ジェヴァス、ギュルプナル地区を主な対象として、上記の政策提言をそれぞれのプロジェクトとして展開している。ヴァン県行政府の報告書によるならば、現在八四のプロジェクトが実施されており、プロジェクトの割り当ては、地方自治体が一二、ＮＧＯが二三、公共事業団体が四九となっているが、こちらもその多くはインフラ事業を最優先としている。総予算額は九一七六万四二四六トルコリラであるが、予算配分は地方自治体がその大半を獲得している一方で、ＮＧＯへの配分額はその一〇分一程度である。主なプロジェクト内容としては、ツーリズムの発展、集合住宅支援、農業振興、基礎インフラ環境の整備、そして子供や女性を対象とした職業訓練プロジェクトや教育センター、フードバンクの設立などが行われている。[51]

こうした中で、ＶＡＰが重要視する政策として、「サービス受給者であるＩＤＰの総合的な能力強化」と「個人の

自立心の向上」が掲げられており、都市部ＩＤＰの主要な問題点である「非熟練に起因した失業状態、特に女性と子供の就業問題」を改善し、彼らの社会化を促進するための、ＩＤＰの根本的なエンパワーメントを図っていくとしている。[52]だが、ＶＡＰの実施と監査を行っているＩＰＡが報告するように、ＶＡＰによって職業訓練を受け、実際に就業、起業できる者はごく一部であり、準備された職業訓練プログラムへの参加率は低くなっている。これにはヴァン県の提供する就業リストや訓練プログラムがそもそもＩＤＰの状況に特化したものではなく、全時間制カリキュラムにＩＤＰが継続して参加する事自体が難しいためだとされるが、[53]そこではトルコ語での就業機会の獲得が前提とされている点も非常に大きな障壁になっている。ヴァン県内のＩＤＰを調査したＵＮＤＰによるならば、ＩＤＰ全体の失業率は四五・一％であり、五三・三％が文盲である。特に女性の文盲率は六九・二％に達しており、「緑のカード」の受給率も九一・二％と極めて高い数値となっている。[54]最貧困地域であるヴァン県内での急速なＩＤＰ増加は、もともと限られていた労働市場の需要を大きく超過しており、一般の市民でさえも大半が低賃金労働者というのが現状である。地域全体が経済的余力のない中で、ＩＤＰが障害を乗り越え、部分的支援と自助努力によって経済的自立を達成し、持続可能な日常生活を獲得することは極めて困難である。

こうした状況下で、ＩＰＡは自身らが主導したプロジェクトの最大の成果として、女性ＩＤＰの企業家の育成を報告している。それによるならば、ヴァン県内から五〇〇名の女性ＩＤＰを選抜し、企業家精神に基づいた職業訓練を受けさせ、プログラムを終了し適格な基準に達した女性ＩＤＰに一三〇万ユーロを今後のビジネス運営における資本金として提供するとしている。[55]こうした女性企業家の育成のみならず、ＩＰＡ、特にＶＡＰに関する県行政側の報告書ではＩＤＰの経済的自立による新たな収入源の獲得を奨励している。そして失業者数の減少や雇用者数の増加といった経済的目標と数値を強調する傾向にあるが、果たしてこうした諸政策が実際にＩＤＰの効果的な社会経済的上昇に貢献しているのかは不明瞭である。ヴァン県のみで三〇万人を超すＩＤＰがいるとされ、そのだれもが経済的自

立を達成できるわけではない。確かなことは、報告書の量的成果からは見えてこない、困窮さの中にあるＩＤＰが数多く存在しているという点である。複雑性を極める広範なＩＤＰ問題に対し、たとえＶＡＰがモデルケースとして今後一定の成果を挙げたとしても、それが他県に直接輸出され、同様の成果を挙げられるような簡単な話ではない。事態は複雑性を極めている。

㈡　ＩＤＰ政策の問題点と課題

国家がＩＤＰの存在を認め、国際組織との協力の下で様々なプロジェクトを展開している点は評価できる。だが本稿で取り上げたＫＤＲＰ、ＧＡＰ、ＶＡＰとは、その目標や成果の成否にかかわらず、ＩＤＰ、ひいてはクルド問題の根本的解決には直結していない。いずれの諸政策においてもＩＤＰの「自発性」が最優先される旨が明記されているが、それは状況が極めて劣悪な「都市部での定住、もしくは帰村」という強制的な二者択一であり、自身の自発的選択の帰結として、今後の諸行動の結果と責任がＩＤＰへ重く圧し掛かる可能性が多分にある。これは国家の責任逃れの口実にもなるだろう。また数々の報告書の中に「クルド」の文字は皆無であり、それらに言及しない「統合と定住」とは、結果的に強制的な同化政策の側面を持つものである。諸政策の実践と責任は治安を総括する内務省にあり、トップダウンによる構造が常態化しているが、彼らが求めるのはあくまでもマジョリティ側である「トルコ社会経済システム」への統合であり、クルド性を尊重した彼ら独自の社会経済的環境の改善と構築は目的とはしておらず、それらは「クルド分離独立」の支援であると認識している。国家は正式にＩＤＰに対しての謝罪を行っておらず、その責任から目をそらしているが、「ＩＤＰがクルド市民である」という現実からも目をそらし続けている限り、ＩＤＰ問題の解決はありえない。国家がこれまでタブー視してきたクルド人に対しての根源的な認識の変換と、ＰＫＫを含めたクルド問題そのものの解決を進展させなければ、帰村も都市内部での社会経済統合も、持続性のない、極めて表

面的な解決プロセスに終わるだろう。

四　抵抗勢力の欠如――クルド社会の分化と不統一性

以上、ＰＫＫによる分離独立運動を起因とするＩＤＰ問題の発生とその諸政策を分析してきた。だが、こうした一方的なトルコ国家の諸政策や圧力に対して、何故クルド側は、一致団結した抵抗運動を展開できずにいたのか、最後に一定の見解を提示したい。

ＩＤＰ問題の発端となったＰＫＫによる独断専行型の武力闘争には、トルコ帝国主義からの脱却という側面のほかに、クルド封建主義と部族間における分化を破壊し、クルド統合を成し遂げることで、クルド社会全体の近代化を達成するという最終目標があった[56]。クルド人が多く住む東部・南東部アナトリアは険しい山岳地帯であり、歴史的に部族長（agrlas）と、宗教指導者（shaykh）を中心とした強固な封建的部族社会が長期的に維持されてきた。加えて、クルド居住地域がトルコ国内のみならず、イラン、イラクの領土内にまで広範に分布している状況下で、宗教、言語、習慣における明確な差異も存在しており、統一された「クルド性」は存在していなかった。共和国建国以降、そのほとんどが未就学であり、文盲であった一般のクルド人と外界を取り結んでいた部族長らも、ケマリスト体制に対して迎合的であり、ＣＨＰに対する組織的な動員票を引き換えにした経済的既得権を保持していた[57]。トルコ国内においては、凝集性によって体制勢力への対抗基盤となりうる「クルド・ナショナリズム」や「クルド民族の創造」に関しても、六〇年代以降にクルド民族主義の担い手である高学歴層のエリートを主軸にして模索されてきたものであり、国家的な抑圧が常態化している中で決してコンセンサスが得られていたわけではなかった。実際にＰＫＫは、独自のジャーナルを発行しながら、革命的武力闘争の役割を独自に理論化し、その実践を展開することとなった[58]。細分化さ

れ、分断化されたクルド地域の統合と、根本的なクルド社会の変革はＰＫＫにとっての悲願であったが、ＰＫＫとトルコ軍の衝突によってもたらされたＩＤＰ問題とクルド地域全体の荒廃がもたらした結果が、こうした理想とかけ離れたものであったことは、本稿の通りである。

現代トルコにおけるクルド性のネガティブな再生産に関しては、本稿においても検討を加えてきたが、概して「クルド性」とはクルドエリートや一般のクルド人層を含め、そして一般のトルコ人にとっても曖昧性を包含しており、明確かつ同質的な「クルド・エスニシティの特徴」を基盤として構築されたものではなかった。クルドは長期的な国家的抑圧の中で民族的結びつきや近代的社会構造を市場経済や教育を通して創造することができなかった。こうした一連の状況が統一されたクルド運動の発展と展開を阻害してきた要因の一端であると考えられる。

現在、トルコ国内においては、クルド政党やクルド系列のＮＧＯ、ＰＫＫといった諸組織が、それぞれの視座において広範な活動や闘争を行っているが、民主主義が進展していく中で、クルド勢力内においても意見の集約が可能となるような討議の場が必要となるだろう。いずれの場合においても、分離主義や暴力によるクルドの団結を模索するのではなく、その熱意を民主主義や市民社会の発展に向けるべきであり、長期的な視座において民主的圧力と対話をトルコ国家に対して行うことが求められている。

五　結　論

共和国建国から今日のＩＤＰの発生に至るまで、多くのクルド人は抑圧と差別、そして絶望的な困窮状態の中にある。かつてクルド政治エリートが夢想したクルド統合と後進性からの脱却は、ＰＫＫによる分離独立運動を決定的な分水嶺として、トルコ国家全体の「クルド問題」へと様相を変化させながら、複雑なプロセスを経て波及していった。

既に「クルド問題」や「誰がクルドであるのか」も当事者や観察者によって多様化しており、一枚岩では語れない事象と化している。だが現代トルコにおけるクルドの諸問題を論じる上で前提に立つのは、まずトルコ国家やマジョリティ側であるトルコ人による「クルド性」の肯定である点に異論はないと言える。トルコの民主化の進展とは、法的側面だけではなく、クルドが歩んできた歴史社会的背景を国民間で共有し、彼らが国民国家の成員であることを是認することが必須となる。クルド問題への取り組みは政治的領域においても超党派の合意が得られず、ＡＫＰ政権の掲げる更なるクルド融和政策も、未だ具体的な里程標は見えてこない。ＩＤＰを含めたクルド問題の解決には、長期的に形成されてきたトルコの国家的枠組みと社会経済的構造の根本的な変革が求められており、トルコの優位性を歴史的に形成してきた同化主義的構造を如何にして乗り越えることができるのかにかかっている。

トルコは、現在までに数多くのイデオロギー対立を経験し、その度に軍事クーデターによる政治社会的秩序の再構築を行ってきた。トルコ国内における対立軸も「世俗対イスラーム」だけでなく、クルド問題への認識を含めて多様化している。既に軍事クーデターという非民主的な手法による国内再統合は不可能であり、功を奏さない。現代トルコに求められるのは、民主主義の深化による対立軸の緩和であり、多様性と寛容性を忍耐強く推し進めていくことである。本稿において検討してきたように、近年のクルド人の大規模な可視化に対する彼らへの敵意も、ＩＤＰ問題への施策も、その場しのぎの社会政策では調和と安定を生み出すことはできない。これ以上現状を等閑視することなく、間断のない議論と対話、国民間における相互理解の醸成を長期的視野において進展させていくべきである。トルコ共和国の民主化の発展に則ったクルド問題の漸進的な解決プロセスをこれからも注視していく必要があるだろう。

最後になるが、筆者はこれまで現代トルコの政治社会領域における西洋近代化や民主主義の理念、そしてグローバリゼーションへの適用を果たそうとする穏健なイスラーム主義の台頭とその形態の主流化を研究してきた。多様性と寛容性を標ぼうする大規模なイスラーム市民団体や政権与党であるＡＫＰは、イスラーム的価値観や規範を国民的紐

帯として緩やかに機能させながら、制度面においては民主主義やその価値観によってクルド市民との再統合を図ろうとしている。これが持続性のある民主性を包摂したポスト・イスラーム主義と言える新たなトルコイスラームの在り方となるのかは、未知数である。だが、イスラーム勢力がＩＤＰ問題やクルド問題全体に対してケマリスト勢力よりも積極的かつ民主的な行動を示しているのも確かな潮流である。トルコが「ムスリム民主主義」の一形態として、マイノリティー勢力との横の繋がりを重視する共生関係を再構築し、多文化主義型の新しいトルコ像を再設計することが可能であるのか、今後ともに課題と問題点を提示し、精力的な研究を行っていく所存である。

（1）鈴木慶孝「現代トルコのイスラーム復興に関する政治社会学的一考察」『法学政治学論究第九六号』（二〇一三年）二八〇～二八二頁参照。

（2）ＴＩＳ（トルコ・イスラーム総合政策）とは、八二年に採用されたトルコ民族とイスラーム的価値観の統合、そして国家によるイスラーム復興の促進を目指した国民統合イデオロギーとその諸政策である。詳しくは鈴木（二〇一三）二九一～二九三頁を参照のこと。

（3）トルコの民間調査会社ＫＯＮＤＡが七九県四八八の地域を対象に行った調査によるならば、トルコ国民約七二〇〇万人の内、一一四四万五〇〇〇人がクルド人であるとしている。KONDA, 2006, “social structure survey 2006,” Milliyet daily (Retrieved May 4, 2012, http://www.konda.com.tr/html/dosyalar/ttya_tr.pdf).

（4）「Internal Displacement Person」の定義は、ＩＤＰの人権に関する国連事務局代表を務めるWalter Kalinによる「国内避難に関する指導原理（Guiding Principles）」に従い、「軍事衝突や暴力によって生み出された状況、人権侵害や、自然的、人為的災害を主たる理由として、故郷や生活圏を強制的に追いやられた個人、諸集団の内、国境を越えなかった者」を指す。Walter, Kalin, 2008, *Guiding Principles on Internal Displacement /Annotations*, Studies in Transnational Legal Policy (38). p. 174.

（5）Yapı Kredi Yayınları, 2002, *Cumhuriyet Ansiklopedisi 1923-2000: Cilt4 1981-2000*, Istanbul: Yapı Kredi Yayınları Kültür Sanat Yayıncılık Ticaret ve Sanayi A. Ş. p. 104.

（6）Hale, Akay, 2010, *Security Section in Turkey: Questions, Problems and Solutions*, Istanbul: TUSEV Publications. p. 23.

（7）“Village guards don’t feel safe unless terrorist PKK buries its arms,” http://www.todayszaman.com/news-315159-village-guards-dont-feel-safe-un-less-terrorist-pkk-buries-its-arms.html（最終アクセス二〇一三年五月一一日）.

（8）前掲 todayszaman.com より。

（9）Deniz, Yükseker, 2007a, “Internal Displacement in the Province of Diyarbakır: Return, Urban Issues, and Implementation of the Compensation Law,” TESEV eds., *Coming to Terms with Forced Migration: Post-Displacement Restitution of Citizenship Rights in Turkey*, Istanbul: TESEV Publicatio-ns. p. 184. トルコ経済社会研究機関（ＴＥＳＥＶ）によるならば、一九八五年から二〇〇六年の間に、ＧＫＫによって行われた犯罪行為は五一三九件に達するとしている。

（10）Akay, 2010, p. 23.

（11）Yapı Kredi Yayınları Kültür Sanat Yayıncılık Ticaret ve Sanayi A. Ş, 2002. p. 306 Nathalie, Tocci and Alper Kaliber. 2008, pp. 3–4. Gunes, 2012, p. 104. Jongerden, 2007, p. 78. ＯＨＡＬは一九八七年から二〇〇二年まで適応されている。

（12）一九九三年四月一七日、オザル大統領は首相であるスレイマン・デミレルに対してクルド問題に関する極秘文書を送付したとされる。その一部がＮＧＯであるクルド人権プロジェクト（ＫＨＲＰ）によって二〇〇二年に公開されている。Jongerden, 2007. pp. 40–50.

（13）トルコ首相府国家報道情報局――「トルコの一体性を脅かすテロ活動」に関して http://www.byegm.gov.tr/docs/Turkiye 2009/japan/index.htm（最終アクセス二〇一三年五月一八日）。

（14）第二二期トルコ大国民議会（ＴＢＭＭ）嘆願委員会総会決定事項第八号――委員会代表者質問と内務省回答より http://www.tbmm.gov.tr/komisyon/dilekce/gkdonem22.htm（最終アクセス二〇一三年五月一八日）。実際には、小さな集落を合わせるならば、四〇〇〇近くの住居地が破壊されたと言われている。

（15）KHRP（Kurd Human Rights Watch）, 2010, Internal Displacement Turkey, p. 4. NRCG-IP（Norwegian Refugee Council Global IDP Project）, 2004, PROFILE OF INTERNAL DISPLACEMNET: TURKEY: Compilation of the information available in the Global IDP Database of the Norwegian Refugee Council, pp. 32–34. HRW（Human Rights Watch）, 1995, WEAPONS TRANSFERS AND VIOLATIONS OF THE LAWS OF WAR IN TURKEY（http://www.hrw.org/legacy/reports/1995/Turkey.htm（最終アクセス二〇一三年五月三〇日））.

（16） 前掲TBM嘆願委員会総会を参照のこと。

（17） Cenk, Saraçoğlu, 2011, *KURDS OF MODERN TURKEY: Migration, Neoliberalism and Exclusion in Turkey Society*, London・New York: I.B.Tauris Publishers. pp. 95–96.

（18） Deniz, Yükseker and Dilek, Kurban, 2009, *Permanent Solution to Internal Displacement?: An assessment of the Van Action Plan for IDPs*, Istanbul: TESEV Publications. p. 50.

（19） 例えば、南東部アナトリアに位置するディヤルバクル県の九一年度の人口は、約三五万人だが、九六年には約一五〇万人にまで達し、都市内部のスラム化が急速に進んだ。KHPR, 2010, p. 6. Banu, Eligür, 2010, *The Mobilization of Political Islam in Turkey*: Cambridge University Press. p. 141.

（20） Hakan, Yavuz. M, 2003, *Islamic Political Identity in Turkey*: Oxford University Press. pp. 82–85.

（21） Daniel, Grütjen, 2008, “*The Turkish Welfare Regime: An Example of the Southern European Model ?—The Role of the State, Market, and Family in Welfare Provision,*” *Turkish Political Quarterly*, 1. pp. 111–129.

（22） Calros, Iguaran S., 2011, “The Turkish Welfare Regime Under Pressure—Resilience or Change?,” *Region et Developpment*, 34. pp. 86–112.

（23） Ayşe, Buğra, 2012, “The Changing Welfare Regime of Turkey: Neoliberalism Cultural Conservatism and Social Solidarity Redefined,” Saniye, Dedeoglu and Adem Elveren Y. eds., *GENDER AND SOCIETY IN TURKEY: The Impact of Neoliberal Policies, Political Islam and EU Accession*, London・New York: I. B. Tauris&Co Ltd. pp. 15–30.

（24） 村上薫、2011、「トルコの公的扶助と都市貧困層――『真の困窮者』をめぐる解釈の政治」『アジア経済』52（4）：六〇～八六頁参照。Cenk, 2011. p. 116.

（25） Deniz, Yükseker, 2007b, “Internal Displacement and Social Exclusion: Problems Encountered by Internally Displaced Persons in the Provinces of Istanbul and Diyarbakır,” TESEV eds., *Coming to Terms with Forced Migration: Post-Displacement Restitution of Citizenship Rights in Turkey*, Istanbul: TESEV Publications. p. 256.

（26） Dilek, Kurban and Tamer, Aker A., 2008, *Guidelines for Persons and Organizations Providing Support for Victims of Forced Migration*, Istanbul: TESEV Publications. p. 9.

（27） NGOであるTESEVとTESEVに属する研究者はイスタンブールといった西部大都市圏や、東部・南東部の都市部

におけるＩＤＰの実態調査を行い、その報告書を数多く公表している。紙面の都合上、各都市部における詳細なＩＤＰの状況を記述できないが、概して本稿において記述するような困窮性が常態化している。詳しくは http://www.tesev.org.tr/ または http://www.isn.ethz.ch/digital-Library/Publications/Detail/?lng=en&id=48713 を参照されたい（両サイトともに最終アクセスは二〇一三年六月一日）。

(28) Cenk, Saraçoğlu, 2011. pp. 1-11.

(29) TESEV Working Group, 2007, "Toward a Solution to Turkey's Internal Displacement Problem: Social Reconciliation and Rehabiliation," TESEV eds., *Coming to Terms with Forced Migration: Post-Displacement Restitution of Citizenship Rights in Turkey,* Istanbul: TESEV Publications. pp. 313-326.

(30) Tamer, Aker A., 2007a, "Evaluation of Fieldwork Conducted in the Province of Hakkari: Causes and Psychological and Social Consequences of Internal Displacement and the Process of Return," TESEV eds., *Coming to Terms with Forced Migration: Post-Displacement Restitution of Citizenship Rights in Turkey,* Istanbul: TESEV Publications. p. 283.

(31) Tamer, Aker A, 2007a. pp. 277-290. Tamer, Aker A., 2007b, "Internal Displacement: A Mental Health Perspective," TESEV eds., *Coming to Terms with Forced Migration: Post-Displacement Restitution of Citizenship Rights in Turkey,* Istanbul: TESEV Publications. pp. 71-75.

(32) 二〇〇九年度においては、イスタンブール、ディヤルバクル県に住むＩＤＰの子供の約三〇％が貧困によって学校に通えず、バトマン県では七七・八％のＩＤＰの子供が未就学である。KHRP, 2010, p. 6.

(33) Tamer, Aker A., 2007a. p. 277-286. Deniz, Yükseker, 2007b, pp. 256-258. Ayşe, Betül Çelik, 2007, "Evaluation of Fieldwork Conducted in the Province of Batman: The Socio-Economic Consequences of Internal Displacement and Obstacles to Return," TESEV eds., *Coming to Terms with Forced Migration: Post-Displacement Restitution of Citizenship Rights in Turkey,* Istanbul: TESEV Publications. pp. 205-210.

(34) TESEV Working Group, 2007, pp. 322-323.

(35) 二〇〇四年六月二五日に公表された「人種主義と不寛容に反対する欧州委員会（ＥＣＲＩ）」の報告書によるならば、「クルド系国内避難民に対してイスタンブール、その他の都市部で貧困、失業、社会的排除、健康といった諸問題が蔓延している」と警告している。

（36） Turgay, Ünalan, Ayşe Betül Çelik and Dilek Kurban, 2007, "Internal Displacement in Turkey: the Issue, Policies, and Implementation," TESEV eds., *Coming to Terms with Forced Migration: Post-Displacement Restitution of Citizenship Rights in Turkey*, Istanbul: TESEV Publications. pp. 95-97.

（37） 二〇一二年一一月一五日開催、トルコ大国民議会（ＴＢＭＭ）予算審議委員会における内務省と関連組織の予算に関する報告より http://www.icisleri.gov.tr/default.icisleri_2.aspx?id=8015（最終アクセス二〇一三年六月四日）。

（38） トルコ共和国内務省県行政総局（ＩＢＩＧＭ / İLB İller idaresi genel müdürlüğü）「帰村とリハビリプロジェクト（ＫＤＲＰ）」に関して http://www.illeridaresi.gov.tr/default_B0.aspx?content=1025（最終アクセス二〇一三年五月一八日）。

（39） 前掲のＩＢＩＧＭによるＫＤＲＰの報告書を参照。

（40） 前掲のＩＢＩＧＭ、第二二期ＴＢＭＭ嘆願委員会総会での内務省回答を参照。

（41） 前掲の第二二期ＴＢＭＭ嘆願委員会総会における「八．帰村希望者の実際の帰村実施における期間」に関する内務省回答を参照。

（42） ＴＥＳＥＶをはじめとしたＮＧＯや市民社会組織は、内務省の自己裁量的性格が強く、地雷やＧＫＫが排除されないままに帰村と地域発展を掲げるＫＤＲＰの視座や有効性、そして政策立案における市民社会組織の排除を厳しく批判している。

（43） トルコ首相府国家報道情報局「南東部アナトリア開発計画（ＧＡＰ）」に関して http://www.byegm.gov.tr/docs/Turkiye 2009/japan/index.htm（最終アクセス二〇一三年五月一八日）。

（44） ＫＨＲＰ「The Kurds Today」http://www.khrp.org/kurds/the-kurds-today.html（最終アクセス二〇一三年六月三日）。

（45） 南東部地域（ＧＡＰ）庁「Köye Dönüş ve Rehabilitasyon Projesi（Tarımsal Faaliyetler）郊外発展――帰村とリハビリプロジェクト（農業の活発化）」に関する報告書を参照。http://www.gap.gov.tr/（最終アクセス二〇一三年六月二日）。

（46） 二〇〇六年五月までに、十九万五四六三件の申請がなされており、その内二万七〇一一件に関して結論が出されているが、一万五一一七件が却下されている。この件に関して内務省は「申請者の調査と評価はまだであり、申請の詳細に関しての明瞭なデータはまだない」としている。Turgay, Ünalan, Ayşe Betül Çelik and Dilek Kurban, 2007. pp. 90-95. 前掲の第二二期ＴＢＭＭ嘆願委員会総会における「六．補償法の適用」に関する内務省回答を参照。

（47） KHRP, 2010. p. 11.

（48） 補償法の申請期間は二〇〇五年七月二七日から二〇〇八年五月三〇日までと非常に限定的であり、同法の存在を知らない

者や、トルコ語が理解できないことで申請できずにいた者も多数存在していると思われる。現状、補償法が適用された人々はＩＤＰ全体の中でもごく一部であると言えるが、ＩＤＰ問題は金銭のみで解決できるものではない。

（49）ヴァン県行政府「ＫＤＲＰとＶＡＰに関する報告」http://www.van.gov.tr/default_B0.aspx?content=1086（最終アクセス二〇一三年六月五日）を参照。

（50）ヴァン県行政府「国内避難民へのサービス提供のためのヴァン県行動プランに関して（二〇〇六）」http% 3A//www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/（最終アクセス二〇一三年六月五日）を参照。

（51）前掲のヴァン県行政府「ＫＤＲＰとＶＡＰに関する報告」を参照。

（52）トルコのＥＵ加盟に向けた事前支援ファンド（ＩＰＡ）（二〇〇七～二〇一三）報告書――「ヴァン県の国内避難民の経済的、社会的統合（二〇一一）」を参照。

（53）前掲ＩＰＡ報告書（二〇一一）一六～一七頁参照。

（54）Deniz, Yükseker and Dilek, Kurban, 2009. p. 10.

（55）前掲ＩＰＡ報告書（二〇一一）九頁参照。

（56）Abdullah, Ocalan, 2011, *PRISON WRITING: The PKK and the Kurdish Question in the 21st Century*, London: Transmedia Publishing Ltd. p. 135.

（57）Kemal, Kirişci and Gareth, Winrow M., 1997, *The Kurdish Question and Turkey: An Example of a Trans-state Ethnic Conflict*, London: Frank Cass. p. 99. Başak, Ince, 2012. p. 107.

（58）Abdullah, Ocalan, 2011. ＰＫＫのリーダーであり、九九年に逮捕されたアブデュッラー・オジャランは、欧州人権裁判所の計らいによって執筆した同書において、ＰＫＫによる民族解放運動の失敗とその原因を詳述し、民主主義の強化によるクルド問題の解決を提言している。現在、彼は恒久的な停戦協定と和解を進言している。

鈴木　慶孝（すずき　よしたか）
所属・現職　慶應義塾大学大学院社会学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院社会学研究科前期博士課程
所属学会　日本中東学会
専攻領域　イスラーム地域研究、現代トルコ政治社会変動論
主要著作　「現代トルコのイスラーム復興に関する政治社会学的一考察」『法学政治学論究』第九六号（二〇一三年）